

支 部 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以降本文中、本協会と記す）定款第31条第1項第4号に基づき、円滑且つ効果的に遂行するための支部運営要領を定めることを目的とする。

(支部の名称と所在地)

第2条 正会員の営業所が日本全国に分散している実態を考慮し、協会の活動を機能的に実施するため、本協会の承認をもって本協会下部組織として各都道府県に支部を設置する。

2 支部は、連絡先として事務所を置く。

(支部の活動範囲)

第3条 支部の活動範囲は、本協会の承認を以て会長が別途定める地域とする。

2 正会員の存在しない都道府県における支部活動は隣接支部が行う。但し、複数の隣接支部がある場合は、正会員数の多い隣接支部が統轄する。

第2章 事業及び目的

(支部の事業及び目的)

第4条 支部は、協会活動の中で地域の特性に準拠して下記の事業を行う。

- (1) 活動地域における公益活動として、消費者に対する講習会・講演会・相談会等を行う
- (2) 正会員及び探偵業者に対する教育研修会の開催と支援活動を行う
- (3) その他、支部の活動目的を遂行するために必要な事業を行う

(目的)

第5条 本協会は、支部を支援し、統括する。

- 2 本協会は、支部において問題が生じた場合、その解決策を協議、検討する。
- 3 本協会は、支部に対し必要と認められる事業に応じた支援を行う。

第3章 運 営

(支部の構成)

第6条 支部は、支部に所属している正会員をもって構成する。

(所属支部)

第7条 本協会の正会員は入会と同時に、探偵業の業務の適正化に関する法律(以下、探偵業法という)に基づき申請している営業所の所在地を管轄する支部に所属する。

- 2 前項の営業所の所在地の変更があった場合、当該正会員の変更先地域を管轄する別の支部に所属する。

(支部役員)

第8条 支部には、支部役員として、支部長、副支部長及び監事を置くことができる。

- 2 支部の正会員数等の実情から、役員及び監事を置くことが出来ないときは、その理由を添えて本協会に対して申請し、承認を得なければならない。

(支部運営委員)

第9条 支部には、支部役員以外で支部運営に協力する正会員を、支部運営委員として置くことができる。

(支部役員の選任)

第10条 支部長、副支部長、他の役員及び監事の選任は、以下の手順を経たうえで、会長が任命する。

- (1) 支部所属の正会員の中から自薦、他薦に基づいて、支部会の議決により選出する。
- (2) 支部会の議決により選出された役員を本協会に対して申請し、本協会の承認を得なければならない。

(支部役員の任期)

第11条 支部役員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠として選任された支部長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(支部役員の退任等)

第12条 支部役員は、支部会の承認を得ることにより退任することができる。

2 探偵業法に基づく営業所の所在地の変更等により、支部役員の所属支部の変更があった場合、当該支部役員は自動的に支部役員の地位を失う。

(支部役員の解任)

第13条 支部会において支部役員を解任する旨の議決がなされた場合、会長は、当該支部役員を解任することができる。ただし、支部会は、その議決の前に当該支部役員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(支部会の構成、権能)

第14条 支部会は、役員をもって構成し、支部の業務執行を決定する。

2 支部会は、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び年度予算計画の策定
- (2) 支部の事業及び支出に関する事項
- (3) 支部事務所の設置、運営に関する事項
- (4) 支部役員の選任に関する事項
- (5) 支部運営委員の選任に関する事項
- (6) その他支部の事業の執行に関する事項

(支部役員の業務)

第15条 支部長は、支部を代表してその業務を執行し統括する権限を持つ。

2 副支部長は、支部長を補佐するほか、支部長より要請があるとき、又は支部長が欠けたときにその業務執行を代行する。

3 支部長は、本協会から支弁を受けた経費について、都度速やかに業務報告する義務を請う。

(支部会の開催)

第16条 支部会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき
- (2) 支部に所属する正会員総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(支部会の招集)

第17条 支部会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から1カ月以内に支部会を招集しなければならない。
- 3 支部会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(支部会の議長)

第18条 支部会の議長は、支部長若しくは支部長が指名した者とする。

(支部会の定足数)

第19条 支部会は当該支部正会員総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(支部会の議決)

第20条 支部会の表決権は平等とし、支部会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 支部会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(支部会の議事録)

第21条 支部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者の人数及び氏名
 - (3) 会議の目的、議事の経過概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び当該支部会において選任された議事録署名人1名が署名、押印しなければならない。

第4章 事業報告及び会計・決算等

(会計の原則)

第22条 支部運営に係る会計は各支部において行わなければならない。

(報酬等)

第23条 支部役員、支部運営委員は、原則 無報酬とする。ただし、支部は支部役員及び支部運営委員に対して、業務を遂行するために要した費用等を支弁することができる。

第5章 雑 則

(改定)

第24条 本規程は、本協会理事会の承認を経て改定することができる。

(細則)

第25条 本規程の施行について必要な細則は、本協会理事会の議決を経て定める。

1	平成30年03月21日 施行	平成30年03月21日 第4回理事会承認
2	平成31年03月29日 改定	平成31年03月29日 第2回理事会承認